

〈別表1〉循環型社会形成推進交付金 浄化槽設置整備事業 補助対象表(国費)

※審査の内容によっては必ずしも本表のとおりとならない可能性があります。

	国費の補助対象となる		国費の補助対象とならない		添付書類
家屋を新築する場合 〈同一市町村内の転居〉	○	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道区域や単独浄化槽・汲み取り便槽を使用している建物からの転居 ・集合住宅等(戸建賃貸を含む)からの転居 ・災害による転居 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・浄化槽区域内で合併処理浄化槽を使用している建物からの転居 ・<u>分家による新築であれば補助対象となります</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・村内現住所の記載されている資料(住民票等)
家屋を新築する場合 〈他の市町村からの転居〉	○	<ul style="list-style-type: none"> ・一般住宅の場合 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗、事業所等の場合 	
家屋を改・増築する場合	○	<ul style="list-style-type: none"> ・汲み取り便槽、単独浄化槽からの転換 ・災害による合併浄化槽の更新 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・下水からの転換(浄化槽設置が認められません) ・災害によらない合併浄化槽の更新 	<ul style="list-style-type: none"> ・汲み取り便槽の場合、便槽本体(臭気抜き等)の写真 ・単独浄化槽の場合、保守点検記録表、法定検査結果(浄化槽法第7条もしくは11条)の写し
宅地造成の取扱い	○	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年3月31日までに宅地造成済みの造成地における家屋 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年4月1日以降に土地造成を行う造成地における家屋 	
事業所(営業施設)の取扱い	○	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗兼住宅や事業所兼住宅など、専ら居住に用いられる家屋 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗や事業所など、居住に用いられない家屋 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第6条第1項の規定による確認済証
別荘の取扱い	○	<ul style="list-style-type: none"> ・一般別荘 	×	<ul style="list-style-type: none"> ・貸別荘などの営業用 	